## 令和6年(第24期) 活動方針(案)並びに予算

#### 1.令和6年コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

コンサルティングエンジニア連盟(以下、「CE 連盟」)は、平成 13 (2001) 年に設立され、令和 5年7月に設立 23年目を迎えた。CE 連盟はコンサルティングエンジニア(以下、「CE」)の社会的・経済的な地位の向上を目指して種々の政治活動を行ってきており、微力ではあるが、その活動が平成 17年の議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」)」の制定、平成 26年の法改正(以下、「改正品確法」)、及び令和元年 2回目の改正(以下、「再改正品確法」)へと結実した。

CE連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、我が国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働き掛けるとともに、社会資本整備と建設コンサルタントの重要な役割に理解のある我々の職域を代表する政治家を職域代表として、その政治活動を支援している。

これまで CE 連盟は、脇雅史元参議院議員(平成 10 年初当選~平成 28 年)、佐藤信秋参議院議員 (平成 19 年初当選、現在 3 期目)、足立敏之参議院議員(平成 28 年初当選 現在 2 期目)の政治活動を支援してきている。CE 連盟が目指す目標である「CE の社会的・経済的地位の向上」に深く理解を示され、その結果、職域代表議員の政治活動全般にその理解が反映されている状況になりつつある。

新型コロナウイルスがようやく2類から5類に収まり、新たな社会、新たな価値観、多様性の尊重などが議論される中、戦争や地球温暖化による世界的な災害の激甚化が進行し、先行きを不透明にしている。

このような中で、CE 連盟の社会的認知と役割が高まってきたことを踏まえて、これまで以上の成果の実現に向けて、母体である(一社)建設コンサルタンツ協会(以下、「建コン協」)との連携をより深め、CE 連盟が目指す以下の4つの大きな方針を基本として活動していくことに、会員の皆様のご理解とご支援をお願いしたい。

# (1) コンサルティングエンジニア (CE) の政治活動への積極的関与が必要 公共事業は政治そのものであり、CE は政治に無関心であってはならない!

建設コンサルタントは、主に社会資本整備の上流工程に関する業務を担っている。社会資本整備事業は社会・経済を下支えする事業であり、一部民間投資を活用して行う事業もあるが、概ね公共事業として執行されている。公共事業は次のような特徴を有している。①不特定多数の受益者がいる事業、②初期投資が必要ですぐには利益が出ない事業、③市場原理に任せていては所定の時間内に必要な供給量を確保できない事業である。このことから、税金を使って執行されることが多い。また、その効果が長期にわたることから、必要な資金を徴収するための建設国債の発行も認められている。公共事業の執行は、国や地方自治体の予算審議を経て、国や地方自治体の職員によってなされる。まさに、公共事業は民意を反映した政治活動そのものである。

よって社会資本整備事業の有効性を理解している建設コンサルタントが、政治に無関心ではあってはならない。社会資本整備を通じて日本をよくするためには、社会資本整備に理解のある、我々の職域を代表する国会議員を積極的に応援するなど、政治活動に積極的に関与すべきである。

#### (2) 安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進が必要

インフラの老朽化・長寿命化、防災・減災対策、コロナ後の新たな社会資本整備に向けて持続可能な 予算確保と執行が必要であり、以下の3項目を発注者に対して要請していく

## a.頻発する災害への積極的な対応を要請

令和5年も猛烈な豪雨による激甚な災害が全国各地で発生した。さらに地震や火山活動も頻発した。 しかし、活動報告に述べたように、防災・減災、国土強靭化対策に基づく河川改修、堤防整備、流域 治水の推進などによって人的な被害は既往の豪雨災害に比べて極めて少なくなっている。

その一方で、巨大地震、この度も強大な能登半島地震が1月1日に発生したが、更に南海トラフ地震の発生確率が30年以内に70~80%、40年以内に90%と高い確率で発生が予測されている。産業

革命以前と比べて気温が2度上昇した場合、2040年頃の降雨量は約1.1倍、流量は約1.2倍に増える見通しと言われている。地球温暖化は世界各地で猛暑、山火事、豪雨などによる災害を発生させており、国連は「地球沸騰の時代」と警告し、各国に対策の強化を求めている。

#### b.国土強靭化への新たな支援を要請

インフラの老朽化が進行していることから、維持管理・長寿命化対策も緊急課題である。建設後 50年を経過する施設の割合が現在の 4 割から、2030年には 5 割、2040年には 7割に達すると推計されている。

政府は、令和5年6月に「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」と新しい資本主義実行計画改訂版、規制改革実施計画を閣議決定し、骨太方針では、GX(グリーン改革)、DX(デジタル改革)の重点分野への投資拡大が打ち出された。

同年7月には、災害リスクの高まりを踏まえた強靭な国土づくりの推進や、国土の構造や利用の在り方を示す「国土強靭化基本計画」、「国土形成計画」と「国土利用計画」が閣議決定された。また、改正された国土強靭化基本法では5か年加速化対策の後継計画を含む「実施中期計画」が令和5年6月に法定化された。これによって強靭化の取り組みが継続的に進められることが担保され、我々の要望に応えてくれるものとなった。

国土形成計画の3回目の改訂計画は、官民連携、デジタルの徹底活用、縦割りの打破を目指している。デジタル庁の発足(2021年9月)後、デジタル社会の実現へ向けてDX(デジタル改革)のもと、あらゆる方面でデジタル化が急速に進められている。主なところとして、国土形成計画、デジタル田園都市国家構想、流域治水、さらにはスマートシティ(Society5.0)、地域インフラ群再生戦略マネジメント、流域マネジメントなどがある。例えば、災害リスクに対し、ハード・ソフト一帯となった防災・減災対策が重要視され、デジタル化によるハイブリットダムの試行などがある。

#### c.建コン協と CE 連盟との連携による新たな社会資本整備への環境改善と予算拡大の要請

CE 連盟は、(一社) 建設コンサルタンツ協会とともに、コロナ後の新たな社会資本整備に向けて、国民の安心・安全を守る国土強靭化や、新たな働き方改革に資するデジタル化やテレワーク環境整備、新しい生活様式等に対応する設備投資に必要な予算措置等について強く要請していく。

#### (3) コンサルティングエンジニア (CE) の活用、育成が必要

#### a.地域を良く知る地域密着 CE の活躍の場の創出と DX 推進支援等の要請

この度の能登半島地震でもそうであったように、地方の活性化や災害発生時には地域を知り、郷土愛を有している地域に密着した CE の参画が不可欠との認識のもと、発注者による適正な事業量の確保とともに、過当な価格競争を排し、技術力のある地元企業を育成・選定していくことで、地域の CE が活躍できる場の創出を求める活動を推進していく。

地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標である。しかし、地方自治体の財政事情は厳しく、インフラ整備に関わる技術者も減少している。さらに、新しい技術、新しい社会資本整備への対応が求められているが、これらに対応可能なデジタル人材も不足している。

政府によってデジタル庁の創設やデジタル田園都市国家構想の政策が進められており、特に地方では、人口減少、少子高齢化、産業空洞化などの様々な課題解決が必要であり、インフラ整備の推進のみならず、地方自治体や地域とのやりとりに必須となるデジタル技術の活用、DX を推進させるためにも、地域で活躍する地域コンサルタントの役割への期待は大きいものといえる。

地域コンサルタントにおいては、特に、DXの推進においてテレワーク実施での著作権等に係る問題解決、技術基準・指針等の電子化対応がネックになっており、これらの課題に対して、設備投資等を含めた支援が無ければ、テレワーク等の新たな働き方改革の進展は望めない状況にある。

加えて BIM/CIM 等の導入において、経営基盤の脆弱な地域コンサルタントにとっては、ハード・ソフト整備には莫大な投資が必要な厳しい状況にある。コストの問題に加えて、ICT に詳しい人材の確保・育成も大きな課題である。さらに、官側でも新技術に必要な人材育成のための支援センターなどを設置して、コロナ後への対応のための地方自治体への支援や地方公共サービスへの支援を行うために、地域コンサルタントの活用が高まっていることから、国、自治体に対して、これらへの環境整備に対する人材育成と予算等の支援を求めていく。

## b.多様な発注方式による CE の活用要請

改正品確法においては、技術力による選定の拡大や多様な入札制度の導入・活用等が謳われ、様々な 発注方法が示され、CM、PM、PFI、PPP、ECI などの方式が実施されている。CE が重要な役割を 担うことを前提にこれらの方式の積極的な活用を求めていく。

建コン協からも委員として参画する政府の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」では、4つの課題「効率的で質の高い事業の実現(BIM/CIM 等の設計思想等の伝達・共有)」、「多様な事業者が活き活きと参画できる開かれたインフラ産業(関連産業の共創・連携)」、「創造的な成果を活かしやすい発注方法(BIM/CIM 前提の設計、事業の最適化、技術導入等)」、「安全で働きがいのある労働環境(データなどのクラウド確認)」に対応するべく検討が進められており、データ技術の活用を中心にした新しい建設生産・管理システムの取組みが待ったなしの状況にある。

公共事業あるいは国土の安全、国民の安心に関わる事業の最上流側を担う責任の重い建設コンサルタントは、新しい建設生産・管理システムのあらゆる段階に積極的に関わっていくと共に、CEの更なる活用をこれまで以上に訴えていきたい。

#### c.営業利益率確保へ予算拡大、単価・調査基準価格・一般管理費のアップを要請

建コン協の令和 4 (2022) 年の経営分析結果によると、コロナ禍にあって営業利益率は前年の令和 3 年に初めて 9.2%と 9%を超えたが、令和 4 年には 8.8%と再び 9%を切った。一般的な企業に比べ依然低いレベルにある。令和 5 年には設計業務で平均 5.4%(令和  $2\sim4$  年 3.1%、1.6%、3.2%)の技術者単価が大幅アップし、11 年連続アップしたが、経営基盤の確立、総合評価落札方式における加点措置(ベースアップの導入)への対応、人材の育成面からも更なる技術者単価のアップと予算の拡大を要望していく。

加えて、DX 推進における関連機材の導入等の費用確保には調査基準価格(現在 79.5%)の建設業並み (90%) へのアップ、そのためには一般管理費、歩掛りの改定などの要請も必要である。

#### d. 若者に魅力ある職場となる働き方改革の推進(4K産業を目指して)へ環境改善の要請

令和 5 年度建設コンサルタント白書によると、建設コンサルタント業界の年齢構成は人数の最も多い年齢が 1995 (平成 7) 年度に 23~26 歳だったが、2022 年度は 48~51 歳が最多と高齢化が顕著であり、一方で、若手の人材不足も顕著で、依然として長時間労働が大きな問題となっている。改正労働基準法 (平成 31 年 4 月 1 日施行)では、時間外労働の上限、年次有給休暇取得の義務、雇用形態について規定され、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部を改正する法律(令和元年 6 月 2 日公布)や再改正品確法(令和元年 6 月 14 日施行)では、働き方改革、生産性向上が規定された。改正労基法における上限罰則規定は、建設コンサルタントは改正当初から対象となっており、各企業において残業時間の縮減などが進められたが、納期の集中などの問題もあり、まだまだ改善の余地を残した。

納期の平準化については、建設コンサルタント白書(前出)によると令和元年度まで改善傾向があったが令和 2 年度以降は増加に転じ、変更契約後の  $1\sim3$  月納期の業務の割合は、国交省の第 4 四半期目標値(35%)を大きく上回る 57%であり、引き続き業務集中による過重労働が懸念されている。

人材(新卒、若手、女性、シニア層等)の確保、育成、単価アップのみならず、働き方改革(多様性、ワークライフバランス、ノー残業デー、ウイークリースタンス、コロナ後のデジタル化・テレワーク環境整備等)など、若者に魅力ある職場としての、かつ働き方改革に整合した職場環境の改善が必要である。

特に、コロナ後における新しい働き方を喫緊の課題と認識し、適正工期、納期の平準化、繰り越しの柔軟な活用、適正な設計変更、ダンピング防止等も求めていく。

#### (4) コンサルティングエンジニア (CE) の地位の向上が必要

## a.望ましい契約の在り方、CEの保持する著作権へ権利の拡大要請

CE の業務領域はコロナ禍前より拡大し、その役割は多様化してきており、かつ、契約方式も多様化し、取り巻く環境は大きく変わってきている。標準契約約款における立場や責任、損害賠償責任の範囲について、現状に合った改正を求めていく必要がある。

著作権法によれば、CEの知的活動が生み出した成果の著作権は、本来CEに帰属すべきもので、現行の公共土木設計業務等標準委託契約約款(平成7年5月建設省告示)では著作権のうちの財産権は発注者に無償で譲渡することになっている。一方、著作者人格権や同一性保持権はCEに帰属するものであり、建コン協は、「著作権の課題と解決の方向案」を提示している。CE連盟としても約款の運用に際しては、公共的活用の便宜に配慮しつつCEの権利に十分配慮することを発注者に要請していくいくとともに、CEの著作権の保護、権利の拡大を求めていく。

## b.CE の法的根拠となる資格法や職業法の法制化への働き掛けと要請

我が国の CE は、技術力の保持、利害関係者からの独立の倫理を堅持する自助努力により、社会資本整備に不可欠かつ重要な役割を担う知的産業に属する技術者として活躍している。しかし、社会資本整備を担う重要な役割に携わっているにも関わらず、医師や建築士とは異なり、職業を規定する資格法や職業法に基づく職業の寡占性(業務独占)がなく、企業が一定の要件を満たして国に登録する「建設コンサルタント登録規程(昭和 39 年 4 月建設省告示その後逐次改正)」が、建設コンサルタントとして活動できる企業を認定する制度になっている。ただし、建設コンサルタント業は、登録の有無にかかわらず営むことができる。登録規程は逐次改定されているが、企業の技術力等が認定できる要件等が厳密でないため、技術能力や倫理等に問題のある企業の参入によって、特に価格競争では過当競争による品質の低下等の問題を引き起こす可能性がある。社会資本整備の品質確保は国民の命と財産を守る重要なものであり、適正な入札制度を含め発注者が責任を持って行うべきと考えている。資格法や業法がない現時点では、建コン協からは建設コンサルタント登録をしている企業と契約締結するように働きかけている。

法的資格を得るための対策として、点検診断・設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始する根拠となった平成 26 (2014) 年の品確法改正によって策定された「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規程」の策定経緯を参考とすることが考えられる。

CE 連盟としては、独立を堅持し専門的技術を有する CE が法的に認知された魅力ある職業となるための第一歩として、現行の建設コンサルタント登録規程の不備な部分の抜本的な改正を要請していく。これからの CE には、社会資本整備はもとより、あらゆる面で、新しい社会、多様な価値観等へ対応することが求められてきており、品確法第 24 条(公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討)にある「必要な知識又は技術を有する者の能力」や「有する資格」を「適切に評価」し、「十分に活用」するための「資格等の評価の在り方」等について、現状の CE の業務と対比し、CE の実態(CE の働きや役割)、必要性を周知することで、CE の社会的地位を確立するとともに、資格法や業法などの法制化の実現を求めていく。

#### c.公共事業に限定した CE のための新調達法制定の必要性の働き掛けと制定要請

品確法の精神をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定した新法「公共事業調達法(仮称)」の制定を立法・行政府に働き掛けていく。

平成 26 年の改正品確法の主旨は、我々が求めてきた調査・設計を含む公共調達法の性質を色濃くするもので、発注者責任の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用などが謳われ、地方自治体も同様の公共事業調達を適正化していく方向性が示されている。

さらに、令和元(2019)年6月公布、施行の再改正品確法では、建設コンサルタント業務を「公共工事に関する調査等」として法律第2条で追加定義され、これまで、我々の職域の法的位置付けは「工事」の付随的取り扱いであったものが「調査等」と初めて法的対象として位置付けられ、明記された。このことは CE 連盟が目指す CE の法律に裏付けられた CE の社会的、経済的地位向上へ前進する一歩を踏みだすことにつながったと考える。

CE は、社会資本整備の建設生産・管理システムの上流側にあって公共事業全体をマネジメントする 重要な役割を担っており、様々な働き方、生き方を自由に選択できる社会で、多様な主体と連携する など今まで以上に高度で幅広い能力が必要になってきている。

したがって、CE連盟は、社会資本整備の範囲が広がっていることを念頭に、CEを品確法において 役割に合った資格に位置づけることを要請していくとともに、その先の「公共事業調達法」の実現を 目指して活動していく。

## 2. 令和6年コンサルティングエンジニア連盟(CE 連盟)の組織運営方針

CE を取り巻く環境は、コロナ禍を潜り抜け、地球沸騰化の時代にあってとても厳しい状況下にあると言える。

デジタル化、生成系 AI(人工知能)などの新しい技術が、社会活動のあらゆる面に活用され、その影響は計り知れないくらい拡大し、便利さ、効率性を高めると同時に、多様な価値観、人の多様な生活に甚大な影響を与えつつある。新たな社会(狩猟、農耕、工業、情報社会に続く Society 5.0)、AI の革命(機械、電力、デジタルの次の産業革命)の中、社会資本整備のインフラマネージメントには、インフラに精通したディレクターとしての CE が求められている。

CE 連盟は、これらを踏まえ 1. に掲げる 4 つの基本方針の実現へ向けて継続的に CE の社会的、経済的地位の向上を立法・行政府に働き掛けるとともに、今年度は以下の組織運営方針の下で活動していく。

## a. CE 連盟の中期活動方針の策定

令和 5 年に策定予定であったが、予想以上に詰めるべき課題が見つかり、議論が深まり、策定には至らなかった。令和 6 年中に中期活動方針の策定を目指すこととする。

#### b. 体制の整備

常駐職員が不在であり、令和7年の次回の参議院議員選挙の前年でもあることから、活動拡大に向けて、常駐職員の確保に当たるとともに、事務所スペースの拡大(移転等)を検討する。

c. 若い会員の増強へ向けての活動に注力

CE 連盟の将来を担う若い方が我々の活動や支援する国会議員の政治活動に理解を深め、適切な政治 との関係性の中で、積極的な政治活動支援への参加、組織化を検討する。

- d. 従前からの継続的活動
  - ・会員増強活動:令和6年目標会員数2.900名 口数4.300口(令和5年目標と同値)
  - ・会員への情報発信: HPの更新、令和4年6月開始の「準会員通信」の継続。
  - ・立法・行政府への働き掛け:両議員の力をお借りして、1. の基本方針の推進に努める。
  - ・講演会・意見交換会等の開催: 両議員の政治活動と成果について広報していく。
  - ・関係団体等との協働:建コン協以外の他の組織、関連政治団体との協働を模索する。

専門家を招いて講演会などを計画する。

・政治家への支援: 両議員の政治活動を政治献金等によって支援する。